

ディープテック・イノベーション拠点推進事業
第2回支援先事業者募集
募集要項

I型：令和8年度末支援完了枠

令和8年3月

東京都
スタートアップ戦略推進本部

目次

第 1	背景・目的	1
1	本事業の背景.....	1
2	事業スキーム.....	1
第 2	事業概要	2
1	補助対象となる拠点.....	2
2	補助対象期間.....	3
3	補助率及び補助限度額.....	4
(1)	補助率.....	4
(2)	補助限度額.....	4
(3)	採択予定数.....	4
(4)	支払い時期.....	4
4	補助対象経費.....	5
(1)	経費区分.....	5
(2)	補助対象経費.....	5
(3)	補助対象外経費の例.....	5
5	採択決定以降の対応事項（予定）.....	7
6	申請要件等.....	8
7	事業実施上の注意事項.....	10
(1)	交付申請.....	10
(2)	事業計画の変更.....	10
(3)	経理等関係書類の確認.....	10
(4)	経費の支払方法.....	10
(5)	都職員・事務局による調査等.....	10
(6)	補助金額の確定.....	11
(7)	支援先拠点等の公表.....	11
(8)	イノベーション拠点の運営について.....	11
(9)	その他.....	11
8	補助事業完了後の対応事項等.....	11
(1)	関係書類の保存.....	11
(2)	実施結果状況報告書の提出協力.....	11
(3)	財産の管理及び処分.....	11
(4)	イノベーション拠点の運営について.....	12
9	補助金の交付決定取消し及び補助金の返還.....	12
第 3	応募方法等	14
1	スケジュール.....	14
(1)	募集受付期間.....	14
(2)	質問の受付.....	14
(3)	事業説明について.....	14

(4)	プレエントリー	15
2	応募書類	16
3	応募書類の提出先等	16
4	審査委員会	17

第1 背景・目的

1 本事業の背景

東京都(以下「都」という。)では、スタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」をバージョンアップした「Global Innovation Strategy 2.0 STARTUP & SCALEUP」を昨年11月に策定し、「Tokyo Innovation Base (以下、「TIB」という。)」とSusHi Tech Tokyoの2つのプラットフォームをベースに、スタートアップのスケールアップに向けた環境整備等の様々な取組を加速させていくこととしています。

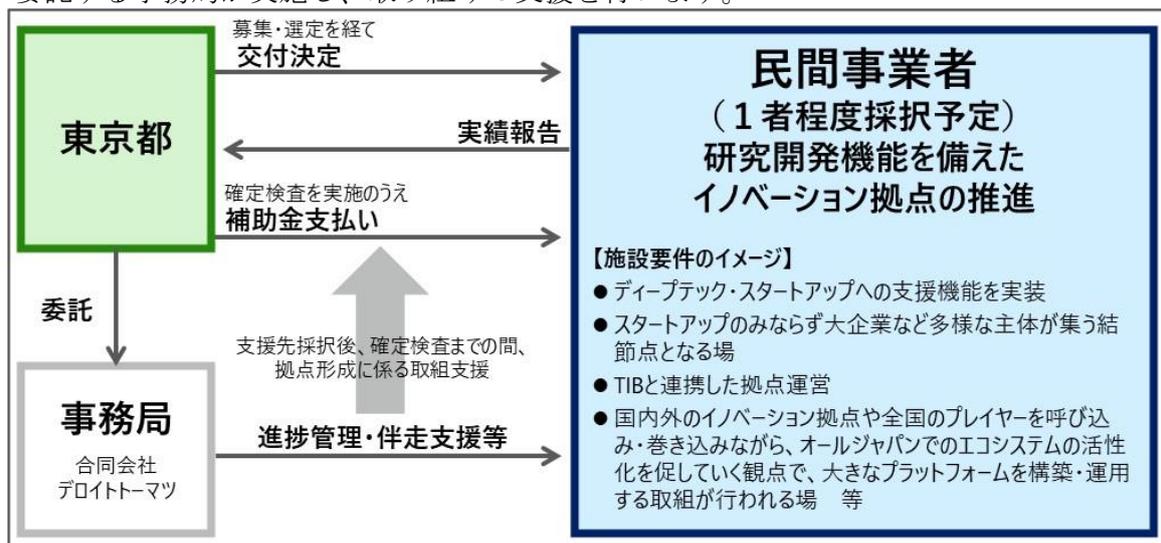
その中で、都は、TIBが有するネットワーク・機能も活用しながら、ライフサイエンスやロボティクスなど、科学的な発見や革新的な技術に基づいて、世界に大きな影響を与える可能性のある研究開発型(ディープテック)スタートアップの育成を強力に後押ししていくこととしています。しかし、諸外国ではディープテック分野に関連する民間の特色あるイノベーション施設が増えている一方、日本では研究開発に焦点をあてた施設が十分に提供されている状況とは言い難く、スタートアップが研究開発場所の確保に苦慮するケースが見受けられます。

そこで、本事業では、ディープテック・スタートアップのニーズを捉えたラボや実証フィールドなどの研究開発環境の整備に向け、既存の類似施設にはないような強力な支援機能を有するイノベーション拠点(以下、「支援先拠点」という。)の形成に取り組む民間事業者を支援し、グローバルな活躍が期待されるディープテック・スタートアップの成長を後押しすることを目指します。

2 事業スキーム

本事業は、以下のスキーム図の通り実施いたします。東京都は特色あるイノベーション施設等を整備する民間事業者を募集・選定し、イノベーション拠点形成に係る費用の一部を補助金として交付します。

また、民間事業者の施設整備に向けた進捗管理や補助金検査のサポート等については、都が委託する事務局が実施し、取り組みの支援を行います。



第2 事業概要

1 補助対象となる拠点

本事業においては、以下の要件を満たす拠点が補助の対象となります。

- ア 整備する拠点は東京都内に所在すること。
- イ 整備する拠点の整備スケジュールは以下を満たすこと。なお、整備する拠点が新設であるか、既設拠点の改修であるかは問わない。
 - ▶ 補助事業期間内に、対象拠点における補助対象事業に係る部分の整備等が完了し、補助事業期間終了後、原則として1年以内に当該拠点を開業すること。
- ウ 補助対象事業の実施に当たって必要な許認可を取得し、関係法令・条例・要項等を遵守すること。
- エ ディープテック領域に特化したスタートアップへの支援機能・共創機能を具備した拠点であること。
- オ 整備する拠点が、特定の法人・個人向けの施設ではなく、多様な主体にとってのオープンな機能（パブリック/セミパブリック/プライベートスペース等）を備えた拠点であること。
- カ TIB と連携した拠点運営（連携イベント、相互送客、プロモーション 等）を行うこと。
- キ 国内外のイノベーション拠点や全国のエコシステムプレイヤー等呼び込み・巻き込みながら、オールジャパンでのエコシステムの活性化を促していく観点で、大きなプラットフォームを構築・運用する取組を推進する計画であること。
- ク 補助事業期間の終了後も、継続して拠点が運営される計画であること。
- ケ 下記に掲載する「本事業における支援先拠点として備えるべき機能要件」を理解し、本事業期間において実施および実施に向けた検討・準備を力強く推進できること。

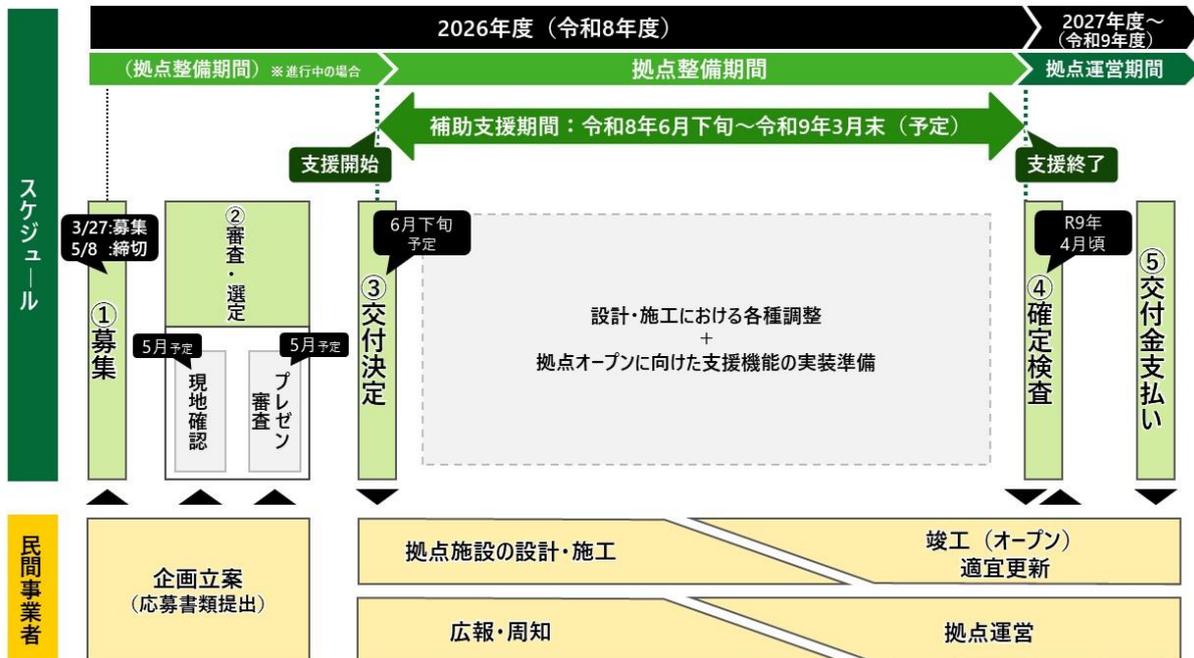
なお、申請者や工事計画に係る要件については、後述する「第2 事業概要 6 申請要件等」をご参照ください。

本事業における支援先拠点として備えるべき機能要件	
評価観点① 拠点ニーズへの対応	ディープテック・スタートアップの拠点に対する 支援ニーズを捉えた拠点機能の想定 であるか
評価観点② 次世代拠点としての付加価値機能	次世代拠点として既存拠点との 差別化された拠点機能の確保 が期待されるか
評価観点③ 利便性と快適性を備えた拠点	利用者にとって オープンな拠点としての利用のしやすさを担保するための配慮・工夫 が施されているか
評価観点④ 東京都施策事業とのシナジー	東京都が推進する スタートアップ支援・オープンイノベーションの取組を加速させる内容 であるか
評価観点⑤ 国内外他拠点間連携	国内外のイノベーション拠点や全国のプレイヤーを呼び込み・巻き込みながら、オールジャパンでのエコシステムの活性化を促していく観点で、大きなプラットフォームを構築・運用する取組 が期待できる内容であるか

2 補助対象期間

交付決定の日（令和8年6月下旬予定）から令和9年3月31日まで。

I 型：令和8年度末支援完了枠



3 補助率及び補助限度額

(1) 補助率

2 分の 1 以内

(2) 補助限度額

1 事業者あたり、拠点形成に係る経費（税抜き）に対して 7 億円を上限に補助します。
※ 審査の結果、上限額を減額した上で採択する可能性があります。

(3) 採択予定数

1 者程度

※ 提案内容によって複数者を選定し、補助限度額を分割して交付する可能性があります。

(4) 支払い時期

補助金額は、補助経費の確定後、令和 9 年 5 月頃を目途に支払います。

4 補助対象経費

(1) 経費区分

「経費区分」は、(様式 2) 事業計画書にて定める経費明細にてその内訳を算定するうえでの分類になります。

経費区分	
拠点整備に係る費用	① 建設改修設計・工事・監理費
	② 機械設置・システム購入費
	③ 什器備品費
	④ 土地建物賃借料等
	⑤ 委託・外注費
	⑥ 交通・連絡費
	⑦ 専門家報酬

(2) 補助対象経費

以下の条件に該当する経費で、上記経費区分に該当する経費とします。

ア 拠点整備に係る費用のうち、補助対象期間内に契約、履行又は取得、支払が完了した経費。ただし、(様式 4) 事前着手届を交付決定日より前にご提出いただき受理された場合、交付決定日以前に契約等を行った事業に要する経費も補助対象経費とすることができます。(当該届を提出した応募事業者が採択・交付決定された場合に限る)

イ 契約書、支払証拠書類、その他必要な書類により、使途、単価、規模等の確認が可能で、かつ本補助事業に係るものとして明確に区分できる経費。

なお、補助対象経費の円滑な執行管理を期す観点から、10 万円未満の費用項目については、原則補助対象経費としての計上からは除外する運用としてください。

(3) 補助対象外経費の例

ア 補助金を受ける者の直接雇用に係る職員等の直接人件費

イ 契約書、支払証拠書類、その他必要な帳票類が不備の経費

ウ 補助事業に関係のない物品の購入、業務委託等

エ 国・都道府県・区市町村等から補助金等を受けている場合において、補助対象となる経費を明確に区分できないとき

オ 他の事業と補助事業とに明確に区分できない経費

カ 一般的な市場価格に対して著しく高額な経費

- キ 購入時にポイントカード等へ付与されるポイント分
- ク ポイントカード等によるポイント支払分
- ケ 購入額の一部又は全額に相当する金額を口座振込や現金により申請者へ払い戻すことで、購入額を減額・無償とすることにより、取引を証明する信憑に記載の金額と実質的に支払われた金額が一致しないもの
- コ 他の取引と相殺して支払が行われるもの、他社発行の手形や小切手により支払が行われるもの
- サ 公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
- シ 公租公課（消費税及び地方消費税額等）

5 採択決定以降の対応事項（予定）

支援先拠点の選定後に予定されている主な対応事項については、以下の通りとなります。

NO	主な対応事項	実施時期
1.	補助金交付申請に係る書類等の提出	令和 8 年 6 月中旬頃
2.	事務局及び支援事業者との定期的な連絡会の実施	令和 8 年 6 月下旬以降 随時実施
3.	TIB をはじめとした他の拠点との連携拡大に資する取組の実施	
4.	都が主催するイベント等における支援先施設の整備に向けた進捗状況及び事業成果の発信	
5.	確定検査	令和 9 年 4 月頃

6 申請要件等

本事業の申請資格者は以下のすべてを満たす者としてします。

整備する拠点の基本情報について	
(1)	整備する拠点は東京都内に所在すること。
(2)	整備する拠点の整備スケジュールは以下を満たすこと。なお、整備する拠点は新設であるか、既設拠点の改修であるかは問わない。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 補助事業期間内に、対象拠点における補助対象事業に係る部分の整備等が完了し、補助対象事業期間終了後、原則として1年以内に当該拠点を開業すること
(3)	(応募時点で拠点未取得の場合) 交付決定(令和8年6月下旬予定)までに拠点整備のための物件を確保できる計画であること。
(4)	補助対象事業の実施に当たって必要な許認可を取得し、関係法令・条例・要項等を遵守すること。
(5)	ディープテック領域に特化したスタートアップへの支援機能・共創機能を具備した拠点であること。
(6)	整備する拠点が、特定の法人・個人向けの施設ではなく、多様な主体にとってのオープンな機能(パブリック/セミパブリック/プライベートスペース等)を備えた拠点であること。
(7)	TIBと連携した拠点運営(連携イベント、相互送客、TIBと連動したプロモーション施策の実施等)を行うこと。
(8)	国内外のイノベーション拠点や全国のプレイヤーを呼び込み・巻き込みながら、オールジャパンでのエコシステムの活性化を促していく観点で、大きなプラットフォームを構築・運用する取組を推進する計画であること。
(9)	補助事業期間の終了後も、継続して拠点が運営される計画であること。
(10)	「本事業における支援先拠点として備えるべき機能要件」を理解し、本事業期間において実施および実施に向けた検討・準備を力強く推進できること。
整備する拠点に係る工事計画について	
(11)	整備する拠点に係る工事計画を遂行する実施体制や実行能力(経理その他事務含む)等を有していること。
(12)	事業計画に記載の工事は、工事場所及び工事内容が確定していること。
(13)	(賃借物件にて工事を行う場合) 工事についての貸主の了承を得ていること。
(14)	本事業の支援によって整備する拠点について、東京都及び事務局が現地調査を行うことを了承すること。
(15)	都及び事務局の要請により、対象施設の消防用設備等点検結果報告書の写しの提出に応じることを了承すること。

事業者の申請要件について

- | |
|--|
| <p>(16) 申請事業者は、次のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 株式会社、持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）、監査法人、弁護士法人等のいわゆる士業に係る営利法人 ・ 特定非営利活動法人、一般財団法人、学校法人、国立大学法人、公立大学法人、一般社団法人、公益社団法人、公益財団法人、地方独立行政法人、独立行政法人 ・ その他東京都が認める者 |
| <p>(17) 本事業の遂行に必要な見識及び当事業全体の企画調整・進行管理能力並びに都、事務局との調整に必要なコミュニケーション能力を有している。</p> |
| <p>(18) 申請事業者は、会社更生法又は民事再生法による申立て等、補助対象事業の継続性について不確実な状況が存在しない。</p> |
| <p>(19) 法人事業税、法人住民税、法人税、消費税等を滞納していない。</p> |
| <p>(20) （整備する拠点が賃借物件の場合）貸主に対する賃料・使用料等の債務の支払が滞っていない。</p> |
| <p>(21) 申請事業者が、東京都の管理する施設等を賃借している場合、東京都に対する賃料・使用料等の債務の支払が滞っていない。</p> |
| <p>(22) 国・都道府県・区市町村 等から補助を受け、不正等の事故を起こしていない。</p> |
| <p>(23) 東京都から他の補助金の交付を受けていた場合、「実施結果状況報告書」「企業化状況報告書」等を所定の期日までに提出している。</p> |
| <p>(24) 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業、射幸的娯楽業等、その他、東京都が公的資金の補助先として、社会通念上適切ではないと判断されるものではない。</p> |
| <p>(25) 「ディープテック・イノベーション拠点推進事業 募集要項」の記載内容を全て確認したうえで申請すること。</p> |

7 事業実施上の注意事項

本事業の履行に際しては、以下にご注意ください。事務手続きの詳細については、採択後にご説明します。

(1) 交付申請

選定された補助事業者には、選定結果の通知後、補助金の交付申請の手続等についてお知らせします。補助金の交付を受けるためには交付申請等の手続を行う必要があります。交付申請では申請書とともに、補助対象事業に要する経費の内訳、詳細計画等を提出していただきます。

(2) 事業計画の変更

補助事業者はやむを得ない事情により、補助金の交付申請額や補助対象事業に要する経費の配分、補助対象事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ東京都に申請し、承認を得る必要があります。また、やむを得ない事情により、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合（支援先拠点が開業できない等）、又は補助対象事業の遂行が困難になった場合は、速やかに東京都に報告し、その指示に従ってください。

このような手続を経ず、補助対象事業の内容等を変更した場合は、補助の対象とならず、交付決定を取り消す場合があります。

(3) 経理等関係書類の確認

ア 実績報告の確認書類として、次の書類の整備・保管が必要です。契約書、請求書、領収書、振込控（振込先が明記されている金融機関発行のもの）、預金通帳・当座勘定照合表等

イ 海外で発行する証明書や経理関係書類については、日本語訳の添付が必要です。

ウ 履行が確認できる資料（納品書、完了報告書等）の提出が必要です。

エ 相手方（双方）の記名（自署）のみの請求書や領収書を提出する場合は、書類の発行元の連絡先を記載してください。必要に応じて、記載の連絡先に確認の連絡をさせていただきます場合があります。

(4) 経費の支払方法

ア 補助事業に係る経費の支払は、金融機関・郵便局からの振込払を原則とします。

イ 海外取引の場合、外貨支払の円換算については、当該外貨使用の際の両替レートを適用する等、客観的に確認が可能な方法により計算してください。

(5) 都職員・事務局による調査等

申請書類や実績報告書の提出後等、適宜、現地調査や提出書類の原本照合等を実施するため、支援先拠点に伺います。都職員や事務局が補助事業の実施状況、補助金の収支、帳簿書類、取得財産その他物件について調査を行う場合は、円滑な調査への適切な対応とご協力をお願いいたします。

(6) 補助金額の確定

採択の際に通知する「補助金交付決定額」は、交付する補助金の上限を示します。実際にお支払する補助金額は、事業完了後に確定します。

(7) 支援先拠点等の公表

補助事業に採択された場合、運営事業者名、拠点名称・場所、拠点概要等について公表します。

(8) イノベーション拠点の運営について

ア 東京都及び事務局が実施する情報発信・プロモーション施策に協力する必要があります。

イ TIB と連携した拠点運営（連携イベント、相互送客、TIB と連動したプロモーション施策の実施 等）を行う必要があります。

ウ 国内外のイノベーション拠点や全国のプレイヤーを呼び込み・巻き込みながら、オールジャパンでのエコシステムの活性化を促していく観点で、大きなプラットフォームを構築・運用する取組を推進する必要があります。

(9) その他

事業者は、特段の記載がある場合を除き、補助対象期間が終了するとき（それより前に補助事業が完了する場合は、その完了時）まで、申請資格等を引き続き満たす必要があります。

8 補助事業完了後の対応事項等

補助事業完了後においては、以下の対応をお願いします。

(1) 関係書類の保存

補助事業に係る証拠書類、関係書類、その他補助事業の実施の経過を明らかにするための書類等は、補助事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければなりません。なお、財産処分にかかる書類・帳簿は、下記(3)に規定する期間は保存してください。

(2) 実施結果状況報告書の提出協力

補助事業完了年度の翌年度から2年間、年度毎に、整備する拠点に係る事業結果報告（施設活用状況、支援するスタートアップやプロジェクト情報、イベント開催実績等）を提出してください。なお、補助事業の完了した年度の翌年度から起算して3年目以降においても、本報告書の提出を求める場合があります。

(3) 財産の管理及び処分

ア 補助事業で取得した財産については、事業完了後においても、善良な管理者として

の注意義務及び効果的な運用が義務付けられています。施設、備品等の取扱いについては、管理規程、台帳等を作成するとともに、その管理状況を明確にしてください。

- イ 取得財産のうち、取得価格又は効用の増加した価格が 50 万円以上のものを、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定めている耐用年数以内に処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保に供するとき）しようとするときは、事前に承認を受けなければなりません。
- ウ 取得財産を処分したことにより収入があった場合は、補助金の全部又は一部を納付していただくことがあります。

【参考】補助金等交付財産の財産処分承認基準

<https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/zaimu/011018syouninkijun>

(4) イノベーション拠点の運営について

- ア 東京都及び事務局が実施する情報発信・プロモーション施策に協力する必要があります。
- イ TIB と連携した拠点運営（連携イベント、相互送客、TIB と連動したプロモーション施策の実施 等）を行う必要があります。
- ウ 国内外のイノベーション拠点や全国のプレイヤーを呼び込み・巻き込みながら、オールジャパンでのエコシステムの活性化を促していく観点で、大きなプラットフォームを構築・運用する取組を推進する必要があります。

9 補助金の交付決定取消し及び補助金の返還

補助事業者、外注（委託）先の事業者その他補助事業の関係者が次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、不正の内容、補助事業者及びこれに協力した関係者等の公表を行うことがあります。また、既に補助事業者に補助金が交付されている場合は、期限を定めて返還していただきます。

- ア 偽り、隠匿その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
（キャッシュバックや協賛金等の名目で実質的に本来受領する補助金を偽ることを含む）
- イ 補助金を他の用途に使用したとき。
- ウ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、補助金交付決定に基づく命令その他法令に違反したとき。
- エ 東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）に規定する暴力団関係者であると判明したとき。
- オ 拠点整備計画の中止等で、補助期間終了後 1 年以内に拠点開業できないとき。ただし、

天災や急激な資材の高騰などの事業者の責めに負わない理由による場合はその限りでない。

- カ その他、都が補助事業として不適切と判断したとき。
※刑事罰が適用される場合もありますので十分注意してください。
※上記の規定は、補助金の額の確定後にも適用されます

第3 応募方法等

1 スケジュール

日程	項目
3月27日（金）	募集開始
3月27日（金） ～ 4月20日（月）	質問受付期間
4月20日（月）	プレエントリー
5月8日（金）	応募書類提出締切
5月中下旬（予定）	応募書類の事務確認、実地調査の実施
5月下旬（予定）	審査委員会
6月上旬（予定）	採択通知
6月上中旬（予定）	補助申請
6月下旬（予定）	交付決定

なお、今後の事務手続き等の都合によりスケジュールの一部変更の可能性がございます。あらかじめご了承ください。

（1）募集受付期間

令和8年3月27日（金）から同年5月8日（金）17時00分まで

（2）質問の受付

本事業に関する質問については、原則として電子メールで受け付けます。下記アドレスまで電子メールでご連絡ください。募集に関する質問の受付は令和8年4月20日（月）を締め切りとします。

メールアドレス：deeptech-innovation_base@tohatsu.co.jp

お問い合わせの際は、電子メールの件名を「【ディープテック・イノベーション拠点推進事業】お問い合わせ」とし、本文中に団体名および担当者氏名を明記ください。

なお、応募状況や審査内容に関する質問については、お答えいたしかねます。

（3）事業説明について

本事業の概要説明資料を希望者に対し送付いたします。資料送付を希望する方は、以下に掲載する申込フォームより、申込者情報をご入力ください。後日、申込者宛に資料をお送りいたします。

申込フォーム：<https://forms.office.com/r/NkJjCFrc4y>

(4) プレエントリー

応募する意向がある事業者は、令和 8 年 4 月 20 日（月）を目途に以下の URL より表明してください。

プレエントリーフォーム：<https://forms.office.com/r/Eetfk9eRRJ>

なお、プレエントリーは事前に事業者の応募意向を確認する趣旨であり、プレエントリー後の応募辞退や、プレエントリー無しでの応募を妨げるものではありません。

2 応募書類

応募に際しては、次に掲げる書類を提出してください。詳細は募集要項別紙「応募に必要な書類および記載上の留意事項」をご確認ください。

また、整備する拠点の対象物件が自社所有物件の場合と、賃貸物件の場合で、提出する書類が異なりますので、ご注意ください。

No	応募書類	備考
1.	(様式 I-1) 令和 8 年度ディープレック・イノベーション拠点推進事業 事業申込書	指定様式
2.	(様式 I-2) 事業計画書	指定様式
3.	(様式 I-2) _別紙 1 事業企画提案書	任意様式
4.	(様式 I-2) _別紙 2 見積りや積算の内訳がわかる資料	任意様式
5.	(様式 I-3) 宣誓・誓約書	指定様式
6.	(様式 I-4) 事前着手届	指定様式

No	添付書類	備考	自社所有物件 の場合	賃貸物件 の場合
7.	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	発行後 3 ヶ月以内のもの	要提出	要提出
8.	直近 2 事業年度の決算報告書 ※ 1 （損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー計算書）	-	要提出	要提出
9.	建築確認通知書の写し ※ 2 （確認済証、検査済証、適合通知書、等）	-	要提出	要提出
10.	建物登記簿謄本（全部事項証明書）	発行後 3 ヶ月以内のもの	要提出	-
11.	改修承諾書	指定様式	-	要提出
12.	賃貸借契約書の写し ※ 3	任意様式	-	要提出

※ 1 「直近 2 事業年度の決算報告書」について、2 事業年度分の決算期を迎えていない場合は、資本金の額や設立時の資本金状況を記載した書面等の財務状況を確認できる代替書類をご提出ください。

※ 2 応募時点において設計・施工スケジュールの関係で当該書類の提出ができないことにつき、正当な理由がある場合は、取得後速やかにご提出いただきます。なお、整備後における検査済証等の取得が補助期間終了後の場合にも速やかにご提出いただきます。

※ 3 賃貸借契約が未締結の場合は、原則として交付決定（6 月下旬予定）までに賃貸物件の申込が必要となります。

（様式 2）_別紙 1 事業企画提案書の様式に指定はございませんが、募集要項別紙「応募に必要な書類および記載上の留意事項」の記載内容について注意して作成してください。

3 応募書類の提出先等

応募書類の提出にあたっては、以下の Microsoft Forms より応募の申し込みをお願いします。前述する応募書類一式は Forms 内に記載しております SharePoint へアップロードしてください。

応募フォーム URL : <https://forms.office.com/r/bCrMQwJmLN>

なお、応募書類の提出後、2 日（土日祝日除く）経過しても、事務局より応募受付完了のメールが届かない場合、「お問い合わせ先」までご連絡ください（事務局より応募受付完了のメールが到着するまでは、応募受付完了となりませんのでご注意ください）。

4 審査委員会

外部選定委員会を設置のうえ、応募書類及びプレゼンテーションにより下記審査基準に則り審査を行い、補助事業者を選定します。

選定結果については、合否によらず応募者に対して書面で通知します。また、補助事業者として選定された事業者については、補助事業者名及び支援先拠点の概要の情報を公表させていただきます。

支援先として備えるべき機能要件	審査基準	
評価観点① 拠点ニーズへの対応 ディープテック・スタートアップの拠点に対する 支援ニーズを捉えた拠点機能の想定 であるか	①整備計画	・ ウェットラボや実証実験スペースのような、 ディープテック・スタートアップの研究開発等に資する高度な環境整備計画の具体性・妥当性
	②支援計画	・ ディープテック・スタートアップ支援に向けた、 拠点としての達成目標の設定とその実現のための施設運営体制や企画の具体性・実現性
評価観点② 次世代拠点としての付加価値機能 次世代拠点として既存拠点との差別化された 拠点機能の確保 が期待されるか	③新規性/希少性	・ 他の拠点にはない、 自社ならではのリソースや業界知見、技術力を生かした特異な拠点整備企画の有無
	④機能拡張性	・ 補助期間・補助事業完了後における、 拠点利用者のニーズに応じた継続的な拠点機能拡充の姿勢
評価観点③ 利便性と快適性を備えた拠点 利用者にとって オープンな拠点としての利用のしやすさを担保するための配慮・工夫 が施されているか	⑤アクセス性	・ ディープテック・スタートアップやスタートアップ支援者が 拠点を利用しやすい立地特性や施設設置場所への考慮、利用促進 に向けた工夫内容
	⑥滞在快適性	・ 研究開発場所、会議室、フリースペースといった、 ディープテック・スタートアップやスタートアップ支援者の多様な利用シーンを想定した空間設計 の工夫内容
評価観点④ 東京都施策事業とのシナジー 東京都が推進する スタートアップ支援・オープンイノベーションの取組を加速させる内容 であるか	⑦目的理解	・ TIBをはじめとした 東京都が実施するスタートアップ支援事業や東京都が抱えるスタートアップ支援における課題への理解
	⑧TIBとの連携	・ TIBとの機能補完のイメージや連携企画イメージの具体性・実現性
評価観点⑤ 国内外他拠点間連携 国内外のイノベーション拠点や全国のプレイヤーを呼び込み・巻き込みながら、 オールジャパンでのエコシステムの活性化を促していく観点で、大きなプラットフォームを構築・運用する取組 が期待できる内容であるか	⑨他拠点連携	・ ディープテック・スタートアップのグローバルな成長を後押しするため、 国内外のイノベーション拠点や全国のプレイヤーを呼び込み・巻き込みながら、オールジャパンでのエコシステムの活性化を促していく観点で、大きなプラットフォームを構築・運用するイメージの具体性・実現性
	⑩結節点機能	・ 多様な主体の結節点としてディープテック・スタートアップの支援に資するプレイヤーが拠点に集えるような企画や施策の検討の有無

お問い合わせ先

本事業に関するお問い合わせは以下までお願いいたします。

事務局：合同会社デロイトトーマツ

担 当：織田、小田木、江口

電 話：03-6213-1251

メール：deeptech-innovation_base@tohatsu.co.jp